

○水防対策研究部会会則

(名称及び組織)

第 1 条 この部会は、淀川左岸水防対策研修部会（以下部会という。）といい淀川左岸水防事務組合議会議員をもつて組織する。

(目 的)

第 2 条 部会は、洪水又は高潮防ぎよに対する調査、研究を行うことを目的とする。

2 前項の目的達成のため、関係管公署及び関係団体と常に密接な連絡を保ち、水害防ぎよの完遂に寄与するものとする。

(構 成)

第 3 条 部会は、淀川流域（支川を含む。）を担当する淀川研究部会と防潮堤の構築区域を担当する防潮研究部会の 2 部に分ち、各部会員の所属は、選出地域の区分により当分に配当する。

2 各部会に世話人 2 名を置き、部会の運営に当るものとする。

3 世話人は、部会員の協議により互選とする。

(会 議)

第 4 条 各部会は、必要に応じ随時会議を開くものとする。会議は世話人が招集し、会議の日時、場所、案件などを予め部会員に通知する。

2 各部会に関連ある案件及びその他必要ある場合は、合同部会を開くことができる。

3 各部会の世話人は、相互緊密な連絡を保ち、調査、研究、情報の交換、報告などのため正副議長、及び正副委員長の出席を求めて随時世話人会を開くものとする。

附 則

この会則に定めのない必要な事項は、部会員の協議による。